

被災者支援制度一覧

本冊子は、災害発生後における被災者の生活再建に向けた支援制度を掲載しています。作成時期の関係で、新たに創設された制度などは反映されていない場合もありますので、ご了承ください。

また、最新の情報及び各制度の詳細については、各制度の問合せ先までご確認くださいませようお願いします。

東大阪市

(令和8年6月29日時点)

目次

①支払い猶予・減免等に関するもの	1
②助成・給付・貸付等に関するもの	4
③相談窓口	6
④その他	8

①支払い猶予・減免等に関するもの

制度名	制度の概要	対象者	問合せ先
法人市民税及び事業所税の申告について	災害等により、事業を継続できなかった場合は、休業とみなす場合があります。	災害等により、事業を休業された期間があった法人。	税務部税制課法人市民税係 TEL：06-4309-3133
市民税の減免	天災・火災により居住する家屋・家財に損害が生じた場合、程度に応じて市民税の減免を受けられる場合があります。	天災・火災により居住する家屋・家財が損害を受け、市民税の支払いが困難となった者。	税務部市民税課 TEL：06-4309-3135
固定資産税・都市計画税の減免	災害により所有する固定資産が損害を受け、著しく価値を減じた場合には、その被害の程度に応じて、災害発生日以降の納期にかかる固定資産税・都市計画税の減免を受けられる場合があります。	災害により所有する固定資産が損害を受けた被災者。	税務部固定資産税課 土地家屋担当 TEL：06-4309-3141～3144 償却資産担当 TEL：06-4309-3145
市税の納税の猶予	財産について災害にあった場合、市税の納付の猶予として1年を限度に受けられることがあります。	被災により市税を一時的に納付することができない方。	税務部納税課 TEL：06-4309-3148
一部負担金の減免または徴収猶予（国民健康保険）	災害により医療費の支払いが困難であると認められる場合には、申請のあった日の属する月の翌月初から6か月を限度として一部負担金の減免や徴収の猶予を受けることができます。	震災、風水害、火災、その他これらに類する災害等により、世帯主（主たる生計維持者を含む）が死亡または障がい者となった方、または居住する住宅について著しい損害（全壊、全焼、大規模半壊、中規模半壊、半壊、半焼、火災による水損または床上浸水）を受けた方。	市民生活部医療保険室資格給付課 TEL：06-4309-3167
一部負担金減免制度（後期高齢者医療制度）	災害により医療費の支払いが困難であると認められる場合には、申請のあった日の属する月の翌月初から6か月を限度として、一部負担金が免除される場合があります。	被保険者または被保険者の属する世帯の世帯主もしくは生計を主として維持する者が、災害により住宅や家財などの財産に著しい損害を受けた場合で、以下のいずれかに該当する方。 ・住民税が減免されている方 ・被保険者の属する世帯の収入が生活保護法に規定する生活保護基準以下で、かつ、預貯金額が生活保護基準の3か月以下となった方	市民生活部医療保険室資格給付課 TEL：06-4309-3167
国民健康保険にかかる保険料の減免	震災、風水害、火災、その他これらに類する災害により居住する住宅について著しい損害を受けたとき、損害の程度に応じて申請により保険料の減免を受けられる場合があります。	居住する住宅が災害により著しい損害（①全壊又は全焼若しくは大規模半壊、②中規模半壊、半壊又は半焼、③火災による水損又は床上浸水）を受けた被保険者。	市民生活部医療保険室保険料課 TEL：06-4309-3168

制度名	制度の概要	対象者	問合せ先
後期高齢者医療保険にかかる保険料の減免	震災、風水害、火災、その他これらに類する災害により、被保険者が主たる居住用に供している住宅、被保険者の家財その他の財産が著しい損害を受けたとき、損害の程度に応じて申請により保険料の減免を受けられる場合があります。	主たる居住用に供している住宅、家財その他の財産が災害により著しい損害（①全壊又は全焼若しくは大規模半壊、②中規模半壊、半壊又は半焼、③火災による水損又は床上浸水）を受けた被保険者。	市民生活部医療保険室保険料課 TEL：06-4309-3168
国民年金保険料の免除制度	災害等によって財産に相当な被害を受け、保険料の納付が困難となった場合は、ご本人からの申請に基づき国民年金保険料が免除されます。	災害等によって被災し、住宅、家財、その他財産のうち、被害金額がおおむね2分の1以上の損害を受けられた方。	市民生活部国民年金課 TEL：06-4309-3165 東大阪年金事務所 TEL：06-6722-6001
介護給付費等の額の特例	障害福祉サービスの支給決定障害者等またはその属する世帯の生計を主として維持する者が、著しい損害を受けた時またはその収入が著しく減少した時、損害の程度に応じて介護給付費等の額の特例の適用を受けられる場合があります。	自らもしくは自らが属する世帯の生計を主として維持する者が災害により住宅、家財またはその財産について著しい損害を受けた、または、干ばつ、冷害、冷霜害等による農作物の不作、不漁その他これに類する理由により収入が著しく減少した障害福祉サービスの支給決定障害者等。	福祉部 障害者支援室 障害福祉認定給付課 TEL：06-4309-3184
障害児通所支援 災害等による特例給付	通所決定保護者が災害により、住宅、家財又はその財産について著しい損害を受けたことによって、利用者負担が困難と認められる場合は、特例の適用を受けられる場合があります。	災害により、障害児通所支援に要する費用を負担することが困難となった被災者。	福祉部 障害者支援室 障害児サービス課 TEL：06-4309-3248
介護保険料の減免	第1号被保険者又はその属する世帯の生計を主として維持する者が、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、住宅、家財又はその他の財産について著しい損害を受け、保険料の支払いが困難となる方について、申請により減免が認められる場合があります。	災害により重要財産について受けた損害の総額が当該災害を受ける前の当該重要財産の価格の10分の2以上である方	福祉部高齢介護室介護保険料課 TEL：06-4309-3188
介護保険利用者負担額の減免	要介護被保険者又はその属する世帯の生計を主として維持する者が、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、住宅、家財又はその他の財産について著しい損害を受け、利用料の支払いが困難となる方について、申請により減免が認められる場合があります。	災害により重要財産について受けた損害の総額が当該災害を受ける前の当該重要財産の価格の10分の2以上である方。	福祉部高齢介護室給付管理課 TEL：06-4309-3186
母子父子寡婦福祉資金償還金の支払猶予	災害等やむを得ない理由により、母子父子寡婦福祉資金の貸付を受けた方が、支払期間に償還金を支払うことが著しく困難になったと認められるとき、支払猶予を受けられる場合があります。	母子父子寡婦福祉資金の貸付を受けた方の中で被災された方	子どもすこやか部こどもみらい室こどもまんなか政策課 TEL：06-4309-3194

制度名	制度の概要	対象者	問合せ先
被災したことによる保育料減免	天災や災害により、被害を受けた場合に、保育料の減免をすることができます。	罹災により家屋又は家財について受けた損害の額が、罹災する前の当該家屋又は家財の価格の10分の5以上である世帯。	子どもすこやか部保育室保育給付課 TEL：06-4309-3195
災害時のし尿処理手数料の免除	災害等によって便槽が浸水した等、要件に該当した場合は、し尿処理手数料の免除を行っています。	(1) 災害救助法が適用された場合で、当該災害により被害を受けたとき。 (2) 災害（火災を含む。以下同じ。）により家屋又は家財について受けた損害の額（当該災害を受けたことにより支払われる保険金、損害補償金等により補填されるべき金額を除く。）が、当該災害を受ける前の家屋又は家財の価格の2分の1以上である世帯である場合。 (3) 時間雨量が20ミリメートルを超える降雨により便槽に浸水した場合で、当該便槽が市長が別に認定する区域内にあるとき。 (4) 火災による消防活動の放水のため便槽が浸水した場合。	環境部産業廃棄物対策課 TEL：06-4309-3207
火災に伴う手数料の減免	火災により家財道具等が焼損を受け廃棄物となった際に処理手数料の減額免除を受けられる場合があります。	自らの所有物が火災により被害を受けたことに対し消防署が証明書を発行した者。	東大阪都市清掃施設組合 TEL：072-962-6021
大規模な自然災害発生時における危険物の仮貯蔵又は仮取扱いにかかる申請手数料の免除	大規模な自然災害が発生した場合において、災害対応又は災害復旧のための消防法第10条第1項ただし書に基づく危険物の仮貯蔵又は仮取扱いの承認申請手数料について免除を受けられる場合があります。	(1) 東大阪市内において震度6弱以上の地震が発生した場合 (2) 大規模な風水害が発生した場合 (3) (1)及び(2)以外で消防長が必要と認める自然災害が発生した場合 上記に該当する自然災害発生時において災害対応又は災害復旧のための危険物の仮貯蔵又は仮取扱いの承認申請者。 ※原則、大規模災害時の仮貯蔵又は仮取扱いについて、事前にその計画を所轄消防署に届け出る必要があります。	東消防署（予防担当） TEL：072-983-0119 中消防署（予防担当） TEL：072-966-0119 西消防署（予防担当） TEL：06-6788-0119

②助成・給付・貸付等に関するもの

制度名	制度の概要	対象者	問合せ先
児童手当制度	児童手当の認定請求等については、事実の発生した日(例えば出生の場合は出生日)の翌日より15日以内に手続きをしないと受付日の翌月からとなりますが、被災された方は「災害その他やむを得ない理由」として遡って認定することが可能です。 また、災害その他特別の事情がある場合において、特に必要があると認めるときは、請求書等に添えなければならない書類を省略、又はこれに替わる他の書類を添えて提出することができます。	被災された方、および災害その他特別の事情がある場合において、特に必要があると認める方。	市民生活部国民年金課 TEL：06-4309-3165
児童扶養手当制度	震災、風水害、火災その他これに類する災害の被害を受けた際は、受給者、配偶者、扶養義務者の所得制限の適用を行いません。	本人、配偶者、扶養親族の所有の住宅・家財等の財産について、被害金額(保険金、損害賠償金等により補充された金額を除く。)がその価格の概ね2分の1以上である方。	市民生活部国民年金課 TEL：06-4309-3165
特別児童扶養手当制度	震災、風水害、火災その他これに類する災害の被害を受けた際は、受給者、配偶者、扶養義務者の所得制限の適用を行いません。	本人、配偶者、扶養親族の所有の住宅・家財等の財産について、被害金額(保険金、損害賠償金等により補充された金額を除く。)がその価格の概ね2分の1以上である方。	市民生活部国民年金課 TEL：06-4309-3165
ひとり親家庭医療費助成制度にかかる特例措置	震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、自己又は自己の扶養親族等がその所有に係る住宅、家財その他規則で定める財産につき被害金額(保険金、損害賠償金等により補充された金額を除く。)がその価格のおおむね2分の1以上である損害を受けた場合においては、その損害を受けた月から翌年の10月までの間は、所得に関係なく医療費の助成を受けることができます。	震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、自己又は自己の扶養親族等がその所有に係る住宅、家財その他規則で定める財産につき被害金額(保険金、損害賠償金等により補充された金額を除く。)がその価格のおおむね2分の1以上である損害を受けた、ひとり親家庭医療費助成制度受給対象となる被災者。	市民生活部医療助成課 TEL：06-4309-3166

制度名	制度の概要	対象者	問合せ先
重度障害者医療費助成制度にかかる特例措置	震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、その者又はその者の所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する同一生計配偶者若しくは扶養親族がその所有に係る住宅、家財その他規則で定める財産につき被害金額（保険金、損害賠償金等により補充された金額を除く。）がその価格のおおむね2分の1以上である損害を受けた場合においては、その損害を受けた月から翌年の10月までの間は、所得に関係なく医療費の助成を受けることができます。	震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、自己又は自己の扶養親族等がその所有に係る住宅、家財その他規則で定める財産につき被害金額（保険金、損害賠償金等により補充された金額を除く。）がその価格のおおむね2分の1以上である損害を受けた、重度障害者医療費助成制度受給対象となる被災者。	市民生活部医療助成課 TEL：06-4309-3166
災害応急援護見舞金	災害による被災者は、見舞金の交付を受けられる場合があります。	市内に住所を有し、自然災害のため住家が滅失、全壊、半壊、床上浸水等の被害を受けた被災者。	生活支援部生活福祉室生活福祉課 TEL：06-4309-3226
災害弔慰金	災害により死亡した市民の遺族は、災害弔慰金の支給を受けられる場合があります。	死亡者の死亡当時において、主として死亡者により生計を維持していた遺族等。	生活支援部生活福祉室生活福祉課 TEL：06-4309-3226
災害障害見舞金	災害により精神又は身体に著しい障害を受けた市民は、災害障害見舞金の支給を受けられる場合があります。	災害による負傷又は疾病により、災害弔慰金の支給等に関する法律別表に掲げる程度の障害を受けた市民。	生活支援部生活福祉室生活福祉課 TEL：06-4309-3226
災害援護資金	災害による被害を受けた世帯の世帯主は、災害援護資金の貸付けを受けられる場合があります。	災害による被害(※)を受けた世帯の世帯主のうち、世帯における所得の合計額が災害弔慰金の支給等に関する法律施行令第5条の額に満たない市民。 (※)「災害による被害」には規定がありません。詳細はお問い合わせください。	生活支援部生活福祉室生活福祉課 TEL：06-4309-3226
市立小・中・義務教育学校の就学援助制度	当該年度において居住する住居が自然災害の被害を受けた場合、罹災証明書の提出により罹災した月から当該年度末までの就学援助が認定となる場合があります。	当該年度において居住する住居が自然災害による被害を受けた保護者	学校教育部学事課 支援チーム TEL：06-4309-3272
東大阪市小規模企業融資	市内の小規模な法人や個人事業者が資金を円滑に調達することができますよう、低利融資（保証協会の保証付き）をあっせんしています。	東大阪市内において、原則として同一場所で、6か月以上引き続き同一事業を営んでおり、確定申告や決算に伴う納税状況を証することができる、従業員が20人以下の会社・個人、医業を主たる事業とする法人(小規模NPO法人を含む)	都市魅力産業スポーツ部 産業総務課分室 TEL：06-6748-7275

③相談窓口

制度名	制度の概要	対象者	問合せ先
弁護士による無料法律相談	専門的知識が必要な法律問題について、弁護士が相談に応じます。（事前予約制） ※1週間前から予約可能。相談できる回数は、内容にかかわらず同月内に一回限り。 【本庁1階相談室】 月・水・金曜日、（午後1時から午後4時） 第2火曜日（午後5時30分から午後8時） 第4土曜日（午前9時から午前11時30分） 【リージョンセンター】 午後1時から午後4時 日下（奇数月第2火曜日）/四条（第2・4木曜日）/中鴻池（偶数月第4火曜日）/若江岩田駅前（第1・3木曜日）/楠根（偶数月第2火曜日）/布施駅前（第1・3火曜日）/近江堂（奇数月第4火曜日）	市内に在住、在勤、在学の方	市長公室広報広聴室 市政情報相談課 TEL：06-4309-3104
人権に関する相談窓口案内	市内には法務大臣から委嘱された人権擁護委員の方々がおり、法務局・地方法務局及びその支局で、法務局職員とともに窓口において、面接による相談も受け付けています。災害時における人権問題、人権侵害、その他悩みごとに関する人権相談窓口を案内いたします。	人権侵害を受けた、または人権が侵害された疑いのある方。悩みごとのある方。	人権文化部人権室人権啓発課 TEL：06-4309-3156

制度名	制度の概要	対象者	問合せ先
イコーラム「みんなの相談室」	専門相談員が悩みや困りごとの相談に電話や面接で応じます。 また、生活の中で起こる様々なトラブルや法律上の問題について弁護士が相談に応じます。 ・女性相談員による電話相談（火～日曜日午前10時～午後4時） ・男性相談員による電話相談（第1土曜日 午後1時～午後5時、第3水曜日 午後7時～午後9時） ・面接相談 要予約（火～日曜日 午前10時～午後4時、希望により夜間も可、相談員は男性、女性どちらも可） ・弁護士相談 要予約（火～日曜日 午前10時～午後4時 相談実施日は弁護士と日程調整のうえ決定） ・外国語での相談 要予約 日本語が話せる方（火～日曜日 午前10時～午後4時） 日本語が話せない方（火～金曜日 午前10時～午後4時）	すべての人	・女性相談員による電話相談 072-960-9206 ・男性相談員による電話相談 072-966-5002 ・面接相談 072-960-9205（予約電話番号） ・弁護士相談 072-960-9205（予約電話番号） ・外国語での相談 要予約 日本語が話せる方 072-960-9205 日本語が話せない方 06-4309-3311 （東大阪役所内多文化共生情報プラザ） 【所管部署】 人権文化部多文化共生・男女共同参画課 TEL：06-4309-3300
経営相談窓口	経営全般に係る専門家による相談窓口を電話または本庁舎14階都市魅力産業スポーツ部フロア内に開設しています。（火、木、金 9時～17時30分）	中小企業・小規模事業者	都市魅力産業スポーツ部 産業総務課 TEL：06-4309-3174
労働相談	労働に係る専門家による相談窓口を電話または本庁舎14階都市魅力産業スポーツ部フロア内に開設しています。（月～水・金、9時～17時30分） 東大阪市立勤労市民センター（ユトリート東大阪）にて専門家による相談窓口を設置しています。（火・金・土、9時～17時）	労働者、経営者	都市魅力産業スポーツ部 労働雇用政策室 TEL：06-4309-3179 東大阪市立勤労市民センター（ユトリート東大阪） TEL:06-6721-6000

④その他

制度名	制度の概要	対象者	問合せ先
住宅の応急修理	住宅の居室、炊事場及び便所等日常生活に欠くことのできない部分を請負により現物給付をもって実施する。	住宅が損傷を受け（大規模半壊～準半壊）、そのままでは当面の日常生活が営めず、かつ、自らの資力では修理ができない被災者。	建築部建築安全課 TEL：06-4309-3245
住宅障害物の除去	地震により、居室、炊事場、玄関等に障害物が運び込まれているため、生活に支障をきたしてる場合で、自ら資力をもってしては除去ができない者に対して障害物の除去を行う。	地震により、居室、炊事場、玄関等に障害物が運び込まれているため、生活に支障をきたしている場合で、自らの資力をもってしては除去ができない者	建築部建築安全課 TEL：06-4309-3245
手動式噴霧器の貸出し	浸水被害を受けた家屋等の消毒のため、手動式噴霧器の貸出しします。 ※ 手動噴霧器の数には限りがあります。	浸水被害を受けた家屋等の消毒が必要な市民又は事業者。	健康部 保健所 環境薬務課 TEL：072-960-3804